

名古屋芸術大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「実施基準」という。）および、「研究活動における不正行為に関するガイドライン」に基づき、名古屋芸術大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止および不正行為が生じた場合における措置等に関し、厳正かつ適切に対応するため必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、本学の職員又は本学の職員であった者が、本学在職中又は在籍中に行った、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に掲げる行為をいう。

- (1) ねつ造 存在しないデータ又は研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん データ、研究活動によって得られた結果等を、真正でないものに加工し、利用すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 研究費の不適切な使用 実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求、その他関係法令及び学内諸規程等に違反して研究費を使用すること。
- (5) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害。
- (6) 上記以外の研究活動上の不適切な行為であって、行動規範および社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

(研究者等の責務)

第3条 本学に所属する研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究倫理および研究活動に係る研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなくてはならない。

(責任と権限)

第4条 本学における個人研究費、研究助成費、受託研究費及び科学研究費補助金等（以下「研究費」という。）の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止を責任と権限を持って行うため、最高管理責任者、総括管理責任者、コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者を置き、その職名を公開する。

(最高管理責任者)

第5条 学長は、最高管理責任者として、本学全体を統括し、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともにそれらを実施するために必要な措置を講じる。

2 最高管理責任者は、総括管理責任及びコンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者が責任を持って研究費の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(総括管理責任者)

第6条 副学長は、総括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、不正防止対策の横断的な組織体制を統括する実質的な責任と権限を持つ。

2 総括管理責任者は、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者)

第7条 各学部長は、コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者として、総括管理責任者の指示の下で各学部等における研究費の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止に実質的な責任と権限を持つ。また、所属する研究者等に対し、研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

2 コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者は、自己の管理監督又は指導する学部等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、総括管理責任者に報告しなければならない。

3 コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者は、研究活動上の不正防止を図るため、学部等内の研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育および、研究倫理教育を義務付け、受講状況を管理監督する。

4 コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者は、自己の管理監督又は指導する学部等において、構成員が、適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(誓約書)

第8条 研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、最高管理責任者である学長に自署による誓約書(別紙様式1)を提出しなければならない。誓約書の提出がない場合は、研究費の運営・管理に関わることができない。

2 前項の誓約書の提出は、研究費への申請要件とする。

(防止計画推進部署)

第9条 最高管理責任者は、全学的な視点から、研究費の不正使用および不正行為を発生させる要因に対する防止計画(以下「不正防止計画」という。)を推進するため、防止計画の推進部署において、必要な業務を行わせるものとする。

2 防止計画の推進部署は、企画室とし、次に掲げる業務を行う。

(1) 不正防止計画の企画及び立案に関すること。

(2) 不正防止計画の推進に関すること。

(3) 不正防止計画の検証に関すること。

(4) 研究活動上の不正行為および不正使用の発生要因に対すること。

(5) 研究活動上の行動規範の浸透を図るための方策に関すること。

- 3 立案した不正防止計画は、総括管理責任者を通じて最高管理責任者の承認を得るものとする。
また、改正する場合も同様とする。

(不正防止計画の実施)

第10条 総括管理責任者は、全学的な視点から不正防止計画の実施に必要な措置を講じなければならない。

(通報・告発窓口の設置等)

第11条 本学における研究活動上の不正行為および不正使用に関する通報・告発に対応するための窓口（以下「通報窓口」という。）を企画室及び監査室に設置する。

- 2 通報窓口には職員を置き、企画室及び監査室の職員をもって充てる。

(通報の受付)

第12条 研究活動上の不正行為および不正使用を発見した場合又は不正行為および不正使用があると料するに至った場合は、電話、FAX、電子メール、書面又は面談により、通報窓口
に通報するものとする。

- 2 通報は、原則として、研究活動上の不正行為および不正使用を行ったとする職員等の氏名、不正行為の態様等、事案の内容を明示し、かつ、不正とする合理的理由を示していなければならない。

- 3 通報窓口の職員は、通報を受けたときは、速やかにコンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者に報告する。

- 4 コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者は、前項の報告を受けたときは、通報の要件の具備を確認の上、速やかに当該通報の内容を総括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。

- 5 最高管理責任者は、本学以外に調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する研究機関等に当該通報内容について通知するものとする。

(機密保持等)

第13条 通報窓口の職員は、通報内容及び通報者の秘密を守るため、通報を受け付ける場合は、適切な方法を講じなければならない。

- 2 通報窓口の職員及びこの規程に定める業務に携わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 3 最高管理責任者は、通報者、当該通報の対象となった職員等（以下「被通報者」という。）が通報内容及び調査内容について、関係者以外に漏洩しないよう秘密の保持を徹底しなければならない。

(通報者の保護)

第14条 総括管理責任者は、当該通報を理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いがなされないように、適切な措置を講じなければならない。

- 2 職員等は通報を理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いを行ってはならない。

(調査の機関)

第 15 条 通報があった場合、原則として、本学が通報された事案に係る調査を行う。

- 2 被通報者が複数の研究機関等に所属する場合は、被通報者が通報された事案に係る研究等を主に行っていた研究機関等を中心に、所属する複数の研究機関等が合同で調査を行うものとする。

(調査委員会の設置)

第 16 条 最高管理責任者は、第 11 条第 4 項に基づき調査の報告を受けてから、30 日以内に調査を行なうか否かの決定をする。また、調査の決定のために予備調査を行うことができる。

- 2 最高管理責任者は、前項により調査を行うことを決定してから、30 日以内に調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員を決定する。また、委員会を設置したときには、速やかに当該委員会の委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 総括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者
- (3) 法人事務局の役職者 1 名
- (4) 監査室長
- (5) その他最高管理責任者が指名する者

- 3 委員長は、総括管理責任者とする。

- 4 第 2 項において、本学に属さない半数以上の外部有識者を含む委員会を設置する。

- 5 委員会の委員は、被通報者または通報者と直接の利害関係を有しない、及び当該公的研究費の執行に直接関わらない者とする。

- 6 告発者又は被告発者は、委員会の委員について異議がある場合には、第 2 項中段の規定による通知があったときから 14 日以内に、最高管理責任者に対し、書面により異議申立てをすることができる。

- 7 前項の規定による異議申立てがあった場合において、最高管理責任者は、異議に理由があると認めるときは、委員を変更し、その旨を告発者及び被告発者に通知しなければならない。

- 8 第 6 項の規定による異議申し立てがあった場合において、最高管理責任者は、異議に理由がないと認めるときは、これを棄却し、その旨を申立人に通知しなければならない。

(本調査の実施)

第 17 条 委員会は、指摘された当該研究に係る論文等の各種資料の精査、関係者のヒアリング等により本調査を 30 日以内に行う。この場合において、研究費の不適切な使用に係る事案のときは、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者のヒアリング等により行う。

- 2 委員会は、当該調査対象となった研究に係るデータ、研究結果等の資料について、秘密とすべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮しなければならない。

- 3 委員会の本調査に対し、通報者、被通報者その他当該通報等された事案に係る者は、正当な理由がある場合を除いて、誠実に協力しなければならない。

4 本調査を行う場合は、当該事案に係る配分機関及び文部科学省にその内容を報告しなければならない。

(調査結果の報告)

第18条 委員会は、調査結果を150日以内に最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、すみやかにその内容を文部科学省に報告しなければならない。また、被通報者及び通報者に通知する。

(不服申し立て)

第19条 被通報者又は通報者は、調査結果に不服があり、再調査を希望する場合、通知後14日以内に最高管理責任者に対し、不服申し立てを行うことができる。

2 第1項において、不服申し立てがあった場合、当該事案に係わる配分機関及び文部科学省にその内容を報告しなければならない。

(再調査)

第20条 前条第1項の不服申し立てがあったとき、最高管理責任者は、不服申し立てに対する再調査を行うか否かを決定する。ただし、不服申し立ての根拠が、先の調査結果を覆すに足りる合理的なものである場合に限り、再調査を行うものとする。これら不服申し立ての却下及び再調査の実施を決定した際は、配分機関及び文部科学省にその内容を報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、再調査を行う場合はその内容を、被通報者及び通報者に通知する。再調査を行わない場合はその内容及び理由を、不服申し立てを行ったものに通知する。

3 再調査を行う場合、最高管理責任者は、調査委員会の委員とは別の者を委員とする再調査委員会を事案ごとに設置し、再調査を命じる。

4 再調査は、再調査の開始から50日以内に完了する。ただし、やむをえない事情がある場合は、この期間を延長することができる。

5 最高管理責任者は、再調査結果を配分機関及び文部科学省に報告しなければならない。また、すみやかに被通報者及び通報者に通知する。

6 再調査結果に対する不服申し立ては受け付けない。

(調査結果の公表)

第21条 公的研究費の不正使用および不正行為の調査結果が確定した場合、最高管理責任者は次の各号に定める事項をホームページで公開する。

- (1) 不正使用および不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正使用および不正行為の概要
- (3) 不正使用および不正行為に対して、本学が講じた措置の内容
- (4) 調査方法の概要
- (5) その他、最高管理責任者が必要と定めた事項

2 前項にかかわらず、最高管理責任者が非公表とすることに合理的な理由があると認める場合は、非公表とすることができる。

(不正の事実がないと認定した場合の措置)

第22条 最高管理責任者は、不正の事実がないと認定したときは、次の各号に掲げる措置を講じ

なければならない。

- (1) 調査活動において委員会が講じた措置の解除
- (2) すべての調査関係者へ被通報者の研究活動が適正であることの通知
- (3) 被通報者の不利益発生防止策の実施及び名誉回復に係る措置
- (4) 被通報者の精神面を含めた支援の実施
- (5) その他必要な措置

2 最高管理責任者は、不正の事実がないと認定されたときにあっても、これをもって通報者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

(研究費の使用中止)

第 23 条 最高管理責任者は、委員会において研究活動上の不正行為および不正使用が行われたと認定した場合は、研究活動上の不正行為および不正使用への関与が認定された者に対し、直ちに当該研究活動上の不正行為および不正使用と認定された研究に係る研究費の使用中止を命ずる。

(懲戒処分等)

第 24 条 最高管理責任者は、調査の結果、研究活動上の不正行為および不正使用と認定された場合は、当該研究活動上の不正行為および不正使用に関与した者に対して、名古屋自由学院就業規則、その他関係諸規程に基づく懲戒処分及び告訴・告発等の措置を講じるものとする。

2 最高管理責任者は、前項により懲戒処分等を課したときは、関係機関に対して遅滞なく処分内容等を通知しなければならない。

(業者の取引停止)

第 25 条 最高管理責任者は、研究費の不正な取引に関与したと認定した業者に対して、取引を停止することができる。

(研究費の管理及び執行)

第 26 条 研究費は、本学において組織として管理するものとして、研究費に関し定められた指針等によるもののほか、名古屋自由学院経理規則、その他関係諸規程に準拠して適正に執行するものとする。

(研修会又は説明会の開催)

第 27 条 総括管理責任者は、研究費の不正使用および不正行為を防止し、適正化を図ることを目的として、職員等を対象に毎年、研修会又は説明会を開催しなければならない。

(行動規範)

第 28 条 職員の行動規範は、本学における研究活動に係る行動規範に定める。

(規程の改廃)

第 29 条 この規程の改廃は、全学運営会議の審議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 10 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「研究活動公正化推進センター規程」(平成 19 年 10 月 1 日施行) 及

び「公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備の申し合わせ」(2007年10月30日部長会承認)は廃止する。

附 則 (別紙様式1の変更)

この改正規程は、平成28年3月2日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年7月12日から施行し、改正後、この規程は平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成29年8月2日から施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

誓約書

名古屋芸術大学長 殿

(署名・捺印)

印

私は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定）」に則り、本学の規程等を遵守し、研究活動上の不正行為を行わないことを誓います。

また、内部監査、その他の調査において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力するとともに、関係者から不正な行為の依頼があった場合には通報することを誓います。規程等に違反し、不正を行った場合は、本学及び配分機関の処分及び法的責任を負担いたします。

以上誓約いたします。